

平成 3 1 年 度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会



## 要 望 に あ た っ て

県内14町村の行財政運営につきまして、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本経済は企業の好業績により、設備投資や雇用者所得の回復傾向により、個人消費などの民需も緩やかではありますが持ち直し、この景気回復を背景に、平成29年度の国の一般会計は、法人税、所得税、消費税のいわゆる基幹3税が、いずれも前年度を上回り、バブル期直後の平成3年度以来の高い水準となっております。

しかし、平成30年5月に開催された経済財政諮問会議では、「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」が議論され、2040年度には、医療・介護など社会保障給付費は、約190兆円まで増加するというシミュレーションが示されました。

また、この7月には、平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により、西日本を中心に広範囲に災害が発生し、多くの尊い人命が失われました。

台風やゲリラ豪雨などによる土砂災害や河川の氾濫、そして地震に伴う災害などの自然災害から地域住民を守る防災対策の充実強化は喫緊の課題となっております。

さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が2年を切る中、ここで火を絶やすことなく、さらに次に繋げていくことも重要なことです。

住民に直結した基礎自治体として町村が担う業務は多岐に渡り、かつ迅速性が求められておりますが、様々な課題解決に対応するための地方税収入に目をむけると、安定した税収確保が図れているとは言い難い状況です。

このような課題に的確に対応し、町村行政を着実に推進していくため、神奈川県町村会として、今般、平成31年度の「県の施策・予算に関する要望」をとりまとめました。

県におかれましても、非常に厳しい財政状況であることは承知しておりますが、本要望書に掲げております事項は、いずれも町村にとって重要な事項でありますので、平成31年度の県の施策・予算の立案にあたりましては、こうした町村をめぐる厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げますとともに、ひとつひとつの要望事項が早期に実現されますよう、国への働きかけ及び県の取り組みを要望いたします。

平成30年8月21日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 富 田 幸 宏



# 目 次

<b>I 重点要望</b> . . . . .	1
1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進 . . . . .	1
2 防災・防犯対策の充実強化 . . . . .	4
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進 . . . . .	6
4 保健・医療・福祉対策の充実強化 . . . . .	8
5 産業の振興及び観光施策の推進 . . . . .	12
6 都市基盤等の整備促進 . . . . .	13
7 教育施策の推進 . . . . .	15
8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進 . . . . .	17
<b>II 地域要望</b> . . . . .	18
1 三浦半島地域要望 . . . . .	18
2 湘南地域要望 . . . . .	20
3 足柄上地域要望 . . . . .	24
4 足柄下地域要望 . . . . .	31
5 愛甲地域要望 . . . . .	35
6 水源地域要望 . . . . .	38

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所表



# I 重点要望



# I 重点要望

## 1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進

### (1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 様々な行政需要の増加に伴い、県は広域自治体として、広域連携による共同処理の検討及び調整などについて、総務省の有識者会議が公表した2040年の日本社会を見据えた課題解決の方策として、自治体の枠を超えた連携の強化を促しており、県は国の動向をとらえ、引き続き地域の実情に配慮しながら積極的に自治体間調整を行うこと。

イ 税務職員など専門知識を必要とする職務については、職員短期派遣制度を継続し、さらなる町村の技能向上に資すること。

ウ 運用されているマイナンバー制度の今後の方向性について、県として、国等から引き続き積極的に情報収集を行うとともに、国の動向を把握し、町村に速やかに情報提供を行うこと。

また、マイナンバー制度の利活用にあたっては、財政負担に対する効果と行政の効率化・スピード化につなげるため、国と地方自治体が一体となり、その方策を検討できる体制を構築するよう国へ働きかけること。

エ 各種基幹統計調査結果の情報収集にあたっては、平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において「統計データのオープン化の推進・高度化」が位置付けられていることから、町村が情報収集する際には、煩雑な手続きをとることなく、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう国へ働きかけること。

### (2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、引き続き現行制度を堅持するよう、主体性をもって国へ働きかけること。

### (3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

ア 安定的な地方税の確保の観点からも、償却資産に係る固定資産税の軽減措置は今回限りの特例とし、減税という税制による支援策は改めるとともに、平成30年度から適用される特例期間は延長しないことを国に働きかけること。

イ 土地・家屋の課税客体の評価にあたっては、納税者にもわかりやすい簡素な評価方法とするとともに、町村の基幹税目である固定資産税の安定的確保と税負担の公平性の観点から、非課税措置や鉄軌道用地の特例措置の整理・縮減について、国へ要望すること。

#### (4) 地方交付税改革の推進

- ア 地域手当の級地区分決定の際、人口5万人以下の市や町村においては、通勤者率（パーソントリップ数値）を用いて算出しているため、近隣の人口5万人以上の市と支給割合に大幅な差が生じている場合があることから、地域手当の指定基準を見直すとともに、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害することから廃止すること。
- イ 平成19年の観光立国推進基本法制定により、地方公共団体は、観光立国の実現に関し施策の策定及び実施の責務が生じたため、国と共に様々な施策を講じて国内外からの観光客を受け入れている。このため、人口規模を超えた観光地特有の負担が少なからず生じていることを踏まえ、地方交付税の算定にあたっては、これらの観光需要について基準財政需要額に十分反映すること。
- ウ 地方消費税交付金は、税率引上げに伴い増額されているが、普通交付税交付団体においては実質的な収入の増に繋がっていないので、普通交付税上の取り扱いについては、町村への実質的な収入増となるような制度設計を国に要望すること。
- エ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずること。

#### (5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるため、町村の独自性も視野に入れた補助対象事業へと拡大するとともに、予算配分の優先順位の低い事業についても、十分な予算が確保され、幅広く使途可能となる補助金制度に改め、制度の充実を図ること。

#### (6) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進と地方創生の推進に係る町村への財政支援の充実

神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略について、評価結果をもとに、さらに神奈川県らしい地方創生にむけ、総合戦略プランに位置づけられた事業の内容を一層強化し、各地域県政総合センター等を窓口として町村と連携し事業を推進すること。

また、「市町村自治基盤強化総合補助金」のなかに新設された「地方創生推進事業」については、十分な予算を確保するとともに、町村の声を聞き、町村が柔軟に対応できる補助金制度の創設など必要な支援を行うこと。

#### (7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

政府の経済財政諮問会議等においては、地方における基金の増加をもって、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断

に基づいて基金を積み立てているところであることから、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方歳出を削減することのないよう国へ働きかけること。

**(8) 地方消費税の清算基準の見直し（箱根町・湯河原町・清川村）**

地方消費税の清算基準については、最終消費地に適正に配分されるよう国に働きかけること。

## 2 防災・防犯対策の充実強化

### (1) 地震等防災対策の充実強化

- ア 東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制の早期実現化を図るとともに、決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づき、定められた対策を関係自治体と連携し、着実に推進すること。また、水防対策については、「水防災意識社会構築ビジョン」に基づくハード・ソフト両面からの対策を推進し、関係自治体と連携し、住民の生命、身体、財産を守る上で、財政的支援を含めた災害対策の強化を図ること。
- イ 住民の安全・安心を守る目的で自主防災組織等が設置する防災倉庫については、神奈川県建築行政連絡協議会を通じて議論し、速やかに「小規模」に当たる範囲設定を見直すこと。
- ウ 原子力災害が発生した場合、国が関係自治体、周辺自治体及び関係機関への連絡体制を整備し、迅速かつ的確に必要な情報を提供するよう、県としても国へ働きかけを行うこと。
- エ 東海地震の強化地域に指定されている町村では、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事に対する国の財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進について働きかけるとともに、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金の十分な予算の確保とともに、幅広く使途可能となる補助金とすること。
- オ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう、国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけること。

### (2) 防災力強化のための支援制度の充実

- ア 「市町村地域防災力強化支援事業費補助金」は、防災倉庫や消防団詰所など老朽化した防災設備等の更新費用や防災備蓄資機材等を補助対象とするなど、補助対象事業の拡大及び補助率の拡充を図り柔軟で継続性のある補助金制度とするよう、住民を第一線で守る町村の声に速やかに応える補助金制度とすること。
- イ 生活再建資金の手続きに必須となる自治体が発行するり災証明については、担当職員が迅速かつ正確に被害状況を調査・評価することが重要であり、県は引き続き自治体職員の評価技術向上を図るために、研修会を開催されることを要望するとともに、統一的な準則の技術的助言作成について、国へ働きかけること。
- ウ 防災行政無線（同報系・移動系）は平成34年11月末をもって新規則の条件に適合しない無線機器は使用できなくなるため、防災行政無線デジタル化全般の財政的支援制度の早期創設を引き続き、国へ働きかけること。
- エ 「市町村地域防災力強化事業費補助金」については、最終的に補助率を下回る交付額となり、やむを得ず一般財源で不足分を補てんした経緯があるため、既定

の補助率どおり交付できるよう予算を確保すること。

### (3) 施設の耐震化の促進

防災基本計画に定められた「災害に強い強靱な国づくりに向け、官民一体となった総合的な防災対策に取り組む」という視点から、公共施設の耐震化による安全性の確保が求められており、老朽化対策への財政支援をさらに強化するとともに、平成32年度までとされている「市町村役場機能緊急保全事業」の期間延長を国に働きかけること。

### (4) 公共施設における防犯対策の推進

ア 道路、公園等の公共施設への防犯灯や防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、自治体が犯罪抑止という視点で取り組む事業に対し、住民と直結する町村が実施する施策について、フレキシブルに対応できるような財政支援を講ずるよう国へ働きかけること。

イ 犯罪抑止力を高めるため、神奈川県地域防犯力支援事業に基づく防犯カメラの設置を今後も継続し、地域防犯の強化を推進すること。

### (5) 警察官の増員と交番の増設

住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、交番の増設を含め、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

### (6) 土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋の対応

土砂災害の発生は悲惨な事態を引き起こすため、土砂災害警戒区域に指定された場合も、特別警戒区域に指定された場合と同様な補助制度の構築を早急に国に強く働きかけること。

### (7) 交通事故防止のための交通安全施設の整備（愛川町・大井町・開成町・清川村）

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況をみたなかで、信号機及び効果的な交通安全施設整備に伴う予算の増額を図ること。

### 3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

#### (1) 自然環境の保全

ア 近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は国に財源を要望し、現状を調査し計画的に事業を推進すること。

イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山復旧事業に係る単独予算を確保すること。

#### (2) 森林環境譲与税等に対する支援

平成36年度から課税される森林環境税については、個人住民税と併せて徴収されるが、納税者の混乱を招かぬよう、十分周知・徹底を図るとともに、徴収事務については、出来る限り自治体への負担軽減を図ること。

また、平成31年度から譲与される森林環境譲与税に係る使途及び公表やその他森林整備事業との区分等について、町村へ専門的・技術的な面からの支援すること。

#### (3) 新エネルギーの導入促進

地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化や初期投資への助成等の支援を行うよう、国へ要望するとともに、県独自の政策として初期投資への助成拡充に努めること。

また、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の広範な普及を図るため、設置者負担額の軽減のための財政支援の充実強化を図ること。

#### (4) 有害鳥獣対策の強化充実

ア 年々増加傾向にある有害鳥獣の被害実態を把握するとともに、各地域の実情にあった施策を展開する意味からも、各県政総合センター単位で町村と連携し、実効性のある対策を講ずること。

また、国はジビエ活用を行う場合の支援策を強化し、活用がなされない場合には支援を弱めるといった方針を示している。ジビエ活用に関しては、地域によりその状況も異なることから、ジビエ活用を実施しない地域に対しても、今まで同様、支援策を強化するよう国に働きかけること。

イ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから、第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画等において、具体的な対策を講ずること。

## (5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

循環型社会形成推進交付金について、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保と中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象を国へ引き続き提案し、その実現を図るとともに、解体等に要する費用に対しても、財政支援措置を講じること。

また、中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備について、県においても国の交付金制度を補完する制度を創設するなど、積極的に支援を行うこと。

## (6) 墓地等の経営の許可等に関する条例等の改正

神奈川県墓地等の経営許可に関する条例及び施行規則の墓地等の設置場所の基準において、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂には、埋葬を行う墓地（土葬）と異なり、墓地と住宅地等との距離規定がなく、現に住宅に近接する場所に設置が認可されている。

今後、隣接する市町村の境に設置されることなども十分想定されるため、広域的見地からの規定が必要であることから、各市町村の条例等に委ねることなく、他県の条例に距離規定があるように県条例及び施行規則を改正し、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂について住宅地との距離規定を設けること。

## (7) 航空機による騒音対応の強化（寒川町）

厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問い合わせ先の設置および、激しい騒音が予想される際には、事前に情報提供および住民への十分な説明を行うよう、県は国へ働きかけること。

## 4 保健・医療・福祉対策の充実強化

### (1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じていることから、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるので、県としても安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようにすること。

イ 町村が実施する各種がん検診は、がん検診総合支援事業に一本化され、補助率が大幅に削減されたが、受診率の向上につなげるためにも、全額国庫補助とするなど恒常的な制度化を国へ強く働きかけること。

ウ おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするとともに、その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置することを要望すること。

また、予防ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、健康被害救済の手続きの簡素化及び迅速な審査の実施を国へ要望すること。

エ 麻しんについては、平成27年3月に日本が排除状態にあることが認定されているが、海外で感染した患者を契機として国内での感染の拡大事例が見られていることから、十分な定期接種の機会がなかった年齢層に対する定期接種の実施や救済措置を講じるよう国へ働きかけること。

### (2) 医療費をはじめとする助成制度の充実

ア 小児医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策であるが、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限界があり、所得制限の在り方を見直し、全県的な制度設計を国と連携したなかで県主導で進めること。

イ ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について、一部負担金や所得制限の撤廃など、実施主体である町村ごとの格差が縮小するよう県の主導により改善すること。また、「重度障害児者医療費助成制度」の創設など、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 一部の小児医療費助成や障害者医療費助成については、町村単独で補助を行っており、これによって国保財源である国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、この措置を廃止するよう国に働きかけること。

エ 国が進める少子化対策において、不育症・不妊症等の特定治療助成事業は重要であり、保険適用の早期実現並びに助成制度の創設について、引き続き国へ働

きかけること。

オ 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう働きかけること。

カ 地域生活支援事業に対する国の規定補助率（1/2 以内）と、実質補助率との乖離を解消するとともに、義務的経費として負担金化するよう国に対して働きかけること。

### (3) 国民健康保険制度等の改革

ア 新たな国民健康保険制度を円滑に運営するため、保険料税水準に激変が生じないよう、国保事業費納付金は医療費水準に基づくものとする。

また、法定外繰入れやその背景にある保険料税水準など「財政上の構造問題」に対する 3, 400 億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも、必要な追加支援策を実施すること。

イ 広域化の目的でもある保険料の統一化（同一所得同一保険料）に向け、保険者ごとの実態を踏まえた中で検討を行うとともに中長期的スケジュールを示すこと。

### (4) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国统一費用部分（国 1/2、県・町各 1/4）の他に、公定価格の 27.5%にあたる地方単独費用部分（県・町各 1/2）が設定されており、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけをすること。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

イ 「子ども・子育て支援新制度」では、公立幼稚園の広域利用の場合に保護者が支払う利用者負担額は、保護者の居住地の市町村が定める額であり、その際、当該幼稚園設置町村が定める当該施設利用に係る公定価格と利用者負担額との差額は、保護者居住地の町村が負担することになっていることから、公定価格と利用者負担額の差額が保護者居住地の町村の新たな財政負担となっているため、保護者居住地町村の費用負担については、地方交付税措置とするよう国へ働きかけること。

また、財政負担の調整は、当該市町村間で行うこととされているが、負担について一定のルールが示されることが必要であり、このルール策定について国へ働きかけること。

## (5) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための新たな補助制度の創設

ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」「地域型保育事業連携対策緊急支援事業」は、平成29・30年度の時限的事业であるため、これに代わる補助事業の検討を進め、町村に情報提供すること。

その際には、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人件費に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

イ 放課後子ども教室推進事業については、「放課後子ども総合プラン」の一環で、より一層の充実が求められ、さらに平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」でも、その整備推進が位置付けられている一方で、県の補助規定に制約が多く補助金額は実支出額を大きく下回るものとなっている。

今後の安定的かつ、一層の事業充実のため、補助要件の拡充を図ること。

## (6) 児童福祉の充実

県による児童福祉司を増員し、また新たに要保護児童対策地域協議会での支援等を担う支援担当福祉士を中心に、町村の支援充実が図られているが、町村での相談ケースの増加、かつ複雑化するなかで、町村での相談体制は今後、益々重要性を増すものである。

しかし、予算・人員とも少ない町村では、的確に対応することが困難である。

そこで、県は自ら児童相談体制の充実強化を図り、町村の負担軽減を検討する一方、県の対応が困難であれば、今後とも町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国へ働きかけること。

## (7) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、引き続き国へ働きかけること。

イ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 介護保険制度の見直し及び介護報酬の改定等に当たっては、被保険者であるとともに利用者でもある住民が、もっとも影響を受ける立場にあることを認識し、十分な準備期間と住民への周知期間を確保できるよう、適切なスケジュールの設定及び速やかな情報提供を行うよう国へ働きかけること。

エ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施にあたり、必要な財政措置を講ずるとともに、上限額を超える場合の個別の協議にあたっては、保険者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう、国へ働きかけること。

オ 介護療養病床等からの介護医療院への転換にあたっては、保険者における介護保険事業計画に基づく計画的な保険運営の確保と介護保険財政へ支障をきたすと認められる場合等においては、他の施設サービス等と同様、自治体の指定拒否を認める総量規制の対象とするよう、国へ働きかけること。

カ 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護従事者について、人材養成やスキルアップなど、より積極的な人材の確保・活用の支援に取り組むとともに、介護人材を確保・維持していく上で必要な制度改正や財源措置等について国へ働きかけること。

#### (8) 「ねんりんピック神奈川2021（仮称）」開催に向けた準備

（湯河原町・大磯町・大井町）

「ねんりんピック神奈川2021（仮称）」の開催に向けた準備にあたっては、開催町村の意向に沿った必要な支援及び広域的な調整等を積極的に図るとともに、円滑な開催が図れるよう、適切なスケジュールの設定等を行うこと。

#### (9) 神奈川県高齢者労働能力活用事業費補助金の継続（清川村・真鶴町）

「生きがい事業団」の運営に要する経費を補助している町村を対象として交付される当該補助金は、国庫補助金への移行を見込み、平成30年度までの時限補助金となっている。

しかし、国庫補助金の交付基準は、特に小さな町村にとって大変厳しく、現実的に移行が困難な状況にある。

「生きがい事業団」は、高齢者の就業機会を確保するだけでなく、様々な役割を果たしており、その存在は非常に重要であることから、平成31年度以降も当該補助金を継続すること。

## 5 産業の振興及び観光施策の推進

### (1) 都市農業の経営安定化のための補助制度の創設

農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が検討されているが、現段階は制度の仕組みを検討しているに留まっており、本県の農業者にとって経営の安定化につながるものか明確でないため、早期に制度の仕組みについての情報を提供するように国へ要望すること。

### (2) 県内の観光の推進

ア 「かながわ農業活性化指針」の施策の方向の一つである「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」のなかで、「農産物のブランド力の強化と6次産業化の推進」が位置づけられており、各町村にある「農業」・「林業」・「漁業」といった第一次産業の資源を活かし、6次産業化により新たな観光資源となるブランド商品を生み出すことにより、地域の活性化が図れるよう、新たな支援制度を確立すること。

イ 観光立国実現に向けた観光基盤の充実・強化を図る観点から、観光促進のための税として、国際観光旅客税が創設されるが、具体的施設整備を関係自治体が行う場合は、整備に見合った財源の確保が図られるよう国へ働きかけること。

### (3) 民泊新法施行に伴う観光振興への対応

平成30年6月から施行された「住宅宿泊事業法」により、事実上の民泊が解禁されるなかで、住民の安全確保や良好な住環境保全の問題などが懸念されるため、住宅宿泊事業の適正な運営に関する指導指針に基づき、問題が発生しないよう、関係町村と連携し適切な指導を行うこと。

### (4) ICカードの広域利用による観光振興

東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、観光振興と生活関連利用者の利便性の向上を図るため、TOICAエリアとSUICA首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、引き続き、関係機関等を通じて鉄道事業者や国に対して働きかけを行うこと。

### (5) かながわブランドの振興に係る支援の充実

お茶の消費量並びに生産者の高齢化による栽培面積とも減少傾向にあるなかで、かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るため、国の補助事業の要件の緩和や拡充・強化を国に働きかけること。また、今後さらに国内市場の減少が見込まれることから、国外も含めた茶の販路拡大の支援を行うこと。

## 6 都市基盤等の整備促進

### (1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業については、組合施行の事業と同様な補助対象となるよう、新たな補助制度の創設をすること。

### (2) 国定公園区域等における開発行為の規制緩和

国定公園または県立自然公園区域に指定された場合は、一定の都市計画制限を受けたなかで、開発行為等が行われるが、町村で大きな課題となっている移住・定住促進にあたっては、仕事の間が居住場所と近接するという『職住近接』ニーズが高いため、県条例の基準の弾力的な運営を行い緩和措置を講ずること。

### (3) 社会資本整備総合交付金の充実

都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、交付率に対する配分額が近年、満額交付されていない状況が顕著にみられることから、必要な事業総額を確保するとともに、配分額を引き続き安定的かつ継続的に確保するよう国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とするとともに、平成30年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施するよう、町村に対して早期にその考えを示すよう、国へ働きかけること。

### (4) 町村部における県道整備枠の確保

町村部での県道は、住民の最も基本となるインフラであるとともに、災害時には緊急交通路や緊急輸送路として指定される路線も多いことから、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、都市部間を結ぶ町村部の道路整備の重要性を認識し、安全・安心で均衡ある道路網の整備を推進するため、国へ予算を確保することを働きかけるとともに、着実に道路整備を実施すること。

### (5) 生活交通の確保対策の充実

生活道路の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退が懸念されるため、住民の生活の足を確保するよう、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけること。

イ 県は、国の補助制度同様、路線の「キロ程」要件を緩和するとともに、ターミナル拠点や広域拠点の中心となる鉄軌道駅へ接続するものは、一定の距離要件に関わらず対象とし、引き続き国と協調して補助をすること。

ウ 国の補助制度の適用は、神奈川県都市マスタープランの広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続するものが対象となるが、地方創生、高齢化や地球温暖化の観点からも、公共交通は重要であり、補助対象の条件緩和（拡大）をするよう、国に働きかけること。

#### (6) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているものの、自治会の高齢化等を考えると、不十分な箇所も見受けられることから、河川管理者によるさらなる草木の除草並びに伐採をすること。

#### (7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費並びに維持管理費の増大は、内部留保資金に乏しい水道企業体では、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。

安定した水道事業を運営するうえで、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引き上げを国に要望するとともに、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

ウ 下水道事業の健全化を図るため、平成 24 年度までで廃止された公的資金補償金免除による繰上償還制度について、条件を緩和して復活するよう、国へ働きかけること。

#### (8) 公共施設の計画的更新の促進について

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、自治体に対策等を推進するに十分な地方財政計画の計上額を確保するとともに、地方財政措置をさらに拡充することを国へ働きかけること。

## 7 教育施策の推進

### (1) 教育指導体制の強化

ア いじめや不登校など学校が抱える課題は増加とともに、複雑化を増し、その解消を図るとともに、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、その実態を把握し弾力的な運用を図るよう国に働きかけをすること。

イ 平成28年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランには、「希望出生率1.8」に向けた取り組みのなかで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能強化が位置付けられており、更なる派遣日数の拡大と増員などの見直しをすること。

ウ 学校図書館運営の充実化を図るうえでは、計画的かつ継続的に図書館業務に係る一定の資質を備えた職員を配置することが重要であるため、図書館業務に専念できる専任の図書館司書を配置すること。

エ 神奈川県でも外国籍住民が増加傾向にある中、日本語が理解できないまま転入し、生活習慣や環境の変化等に対応できない児童・生徒が多く、日常会話はもとより、授業における理解が困難な状況にある。

県においても、外国籍児童・生徒への指導・支援に係る手引きを作成しているところであるが、こうした状況に教職員のみで対応することは難しくなっていることから、各言語の通訳をはじめ、生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置に係る財政的・人的支援及びこうした人材派遣に係る実効性のある制度を構築すること。

### (2) 少人数学級編制の実現

学級編制基準の見直しにより、少人数学級編成に向かっているが、児童生徒指導上の問題等により、更なる引き下げを国に働きかけること。

### (3) 私立幼稚園就園奨励補助の充実

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園児の保護者の経済的負担軽減に有効であるが、補助金規定の「事業費の3分の1以内」の国庫補助について満額補助が受けられず、町村で補てんする実情が続いている。新制度施行後も、施設型給付への移行が進まない状況のなかで、私立幼稚園就園奨励費補助のより一層の充実を図るよう国へ働きかけるとともに、国の動向について情報提供すること。

### (4) キャリア教育の推進に伴う補助制度の確立等

教育基本法の改正により、推進を目指す「キャリア教育」を現場で担う町村としては、「かながわ教育大綱」で位置づけられている「地域の教育力」「地域の絆」を強化するうえでは、自治体が特別に実施する「キャリア教育事業」が重要と考

えるため、県のキャリア教育のための研修等は引き続き行うとともに、十分な補助制度の確立と支援を町村に対して行うこと。

#### (5) 「学校施設環境改善交付金」の交付条件の緩和

障害のある児童生徒の対応に必要な施設整備にあたって有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があること、また、「支援教育補助員」等の人的配置にかかる人件費などは自治体の単独負担となり、結果的に町村の財政を圧迫している実態から、人的配置に対する財政的補助の実施と施設整備に対する国の「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を強く国に働きかけること。

#### (6) 学校教育の振興

(大井町・葉山町・寒川町・大磯町・開成町・箱根町・湯河原町・清川村)

新学習指導要領の実施に伴い、道徳の教科化をはじめ小学校ではプログラミング教育や外国語教育といった更なる対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政的措置を講ずるよう、国に働きかけること。

また県においては、29年度から計画されている小学校教員への中学校英語教員免許を取得させる取り組みについて推進を図ること。

#### (7) ICT・プログラミング教育の推進

(松田町・葉山町・寒川町・大磯町・大井町・箱根町・湯河原町・清川村)

2020年に実施されるプログラミング教育を実施するために、国ではICT環境整備にかかる費用を地方交付税措置により対応することになっているが、地方交付税措置では小さな自治体の財政は圧迫されICT環境整備の妨げになっている。

また、ICT機器を活用した授業等を行っていくうえで、ICT支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっている。

以上のことから、ICT支援員雇用など、ICT環境整備にかかる費用の財政措置を要望する。

#### (8) 学校行事に伴う看護師等の配置

(湯河原町・寒川町・大磯町・二宮町・箱根町・清川村)

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事へ養護教諭が参加することにより、自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と合わせて、養護教諭が不在の際に、看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築するとともに、国にも働きかけをすること。

## 8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進

### (1) 社会基盤整備への支援

オリンピック・パラリンピック等の競技開催等に伴い、関係する自治体においては多数の来訪者が想定されることから、来訪者に対し、安全・安心な環境を提供できるよう、インフラ等の社会基盤整備に必要な財政支援を講ずること。

### (2) 訪日観光客増加に伴う対策の支援

ア 訪日観光客の増加が想定され、更なる「おもてなし」と「安心感」の向上のため、公共施設、商業施設、道路等における多言語表示化や無料公衆無線LANの整備、外国語でコミュニケーションが図れる人材の育成など、ソフト・ハード両面での支援制度の充実を図ること。

また、公共交通事業者における外国人観光客の利用促進に向けた取り組みに対する支援を行うこと。

イ 県内の観光情報発信を強化し、訪日外国人向けに県内自治体の魅力を積極的にPRし、ホームページ等によるPRについて、オリンピック・パラリンピック等の開催期間終了後も引き続き活用できるものとする。

### (3) テロ・感染症対策の強化

ア 開催に合わせて多くの訪日観光客が見込まれることから、テロなどの脅威から来訪者及び地域を守るよう十分な治安対策を講ずるとともに、そのための警察の体制等を強化すること。

イ 世界各国からの訪日外国人の増加により、日本国内で発生しない感染症が持ち込まれる可能性が高まることから、検疫等水際対策の強化を図るとともに、町村に対して正確で迅速な情報提供を行うこと。